

令和8年第1回嘉島町議会臨時会会議録

・招集年月日

令和8年1月23日（金曜日）

招集場所 役場庁舎議場

午前10時00分 開会・開議

・出席議員（11名）

| | |
|---------|----------|
| 1番 春日公和 | 6番 森下文夫 |
| 2番 木下武 | 7番 満田和浩 |
| 3番 穴井智子 | 8番 増岡司 |
| 4番 齊藤進 | 9番 川野伸一 |
| 5番 園田義宣 | 10番 森田義雄 |
| | 11番 境野隆文 |

・欠席議員（0名）

説明のため出席した者の職氏名

| | |
|--------------|------|
| 町長 | 鍋田平 |
| 教育長 | 青木政俊 |
| 総務課長 | 永田智紀 |
| 税務課長 | 富嶋信行 |
| 町民保険課長 | 増永貴士 |
| 福祉課長 | 松本和美 |
| 農政課長 | 牛嶋寿男 |
| 建設課長 | 橋本浩史 |
| 企画情報課長 | 西本弘二 |
| 都市計画課長 | 藤本幸二 |
| 学校教育課長 | 中富喬 |
| 社会教育課長 | 河原幸 |
| 給食センター所長 | 石坂英一 |
| 会計管理者（兼会計室長） | 吉本博志 |

・職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 下田雅文

議事日程第1号

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案第1号 専決処分の報告並びに承認を求めることについて
専決第1号 令和7年度嘉島町一般会計補正予算（第8号）

日程第4 議案第2号 嘉島町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の
制定について

日程第5 議案第3号 嘉島中学校テニスコート新設他工事請負契約の締結について

日程第6 議案第4号 令和7年度嘉島町一般会計補正予算（第9号）

日程第7 議案第5号 令和7年度嘉島町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

日程第8 議案第6号 令和7年度嘉島町介護保険特別会計補正予算（第3号）

日程第9 議案第7号 令和7年度嘉島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

日程第10 議案第8号 令和7年度嘉島町簡易水道事業会計補正予算（第2号）

日程第11 議案第9号 令和7年度嘉島町下水道事業会計補正予算（第3号）

閉 会

開会・開議 午前10時

○議長（境野隆文君） 皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員数は11人です。定足数に達していますので、令和8年第1回嘉島町議会臨時会を開会します。直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（境野隆文君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、10番 森田 義雄 議員、1番 春日 公和 議員を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（境野隆文君） 日程第2 会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は、本日1日限りと決定しました。

議案の上程及び提案理由の説明 質疑 討論 採決

○議長（境野隆文君） 日程第3 議案第1号 専決処分の報告並びに承認を求めるについて 専決第1号 令和7年度嘉島町一般会計補正予算（第8号）についての件を議題とします。

町長の説明を求めます。

○町長（鍋田平君） 議長

○議長（境野隆文君） 鍋田町長

○町長（鍋田平君） 皆さん、おはようございます。本日は、令和8年第1回嘉島町議会臨時会に全員出席をいただきまして誠にありがとうございます。

早速、議案の説明をさせていただきます。

議案第1号 専決処分の報告並びに承認を求めるについて 専決第1号 令和7年度嘉島町一般会計補正予算（第8号）は、地方自治法第179条第1項の規定により令和8年1月14日に専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。よろしくお願ひします。

○議長（境野隆文君） 以上で町長の説明を終わります。

これより質疑を許します。

議案第1号の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

議案第1号の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結します。

これより採決に入ります。

お諮りします。

議案第1号 専決処分の報告並びに承認を求めるについて 専決第1号 令和7年度嘉島町一般会計補正予算（第8号）については、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり承認することに決定しました。

・・・・・

○議長（境野隆文君） 日程第4 議案第2号 嘉島町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についての件を議題とします。町長の説明を求めます。

○町長（鍋田平君） 議長

○議長（境野隆文君） 鍋田町長

議案第2号 嘉島町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

嘉島町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和8年1月23日提出

嘉島町長 鍋田 平

（提案理由）

令和7年の人事院勧告を受け、本町においても国家公務員に準じた措置を講じるため、本条例を制定する必要があるので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものであります。よろしくお願ひします。

○議長（境野隆文君） 以上で町長の説明を終わります。

これより質疑を許します。

議案第2号の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

議案第2号の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結します。

これより採決に入ります。

お諮りします。

議案第2号 嘉島町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決しました。

・・・・・

○議長（境野隆文君） 日程第5 議案第3号 嘉島中学校テニスコート新設他工事請負契約の締結についての件を議題とします。町長の説明を求めます。

○町長（鍋田平君） 議長

○議長（境野隆文君） 鍋田町長

議案第3号 嘉島中学校テニスコート新設他工事請負契約の締結について

次により嘉島中学校テニスコート新設他工事請負契約を締結したいので、議会の議決を求める。

令和8年1月23日提出

嘉島町長 鍋田 平

記

- | | |
|----------|---|
| 1 契約目的 | 嘉島中学校テニスコート新設他工事 |
| 2 契約の方法 | 指名競争入札 |
| 3 契約金額 | 64,764,964円 |
| 4 契約の相手方 | 熊本県熊本市北区大窪4丁目2番4号 熊本利水工業 株式会社 代表取締役 田中 祐治 |

(提案理由)

嘉島中学校テニスコート新設他工事請負契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

参考として、公共工事請負仮契約書の写しを添付しています。よろしくお願ひします。

○議長（境野隆文君） 以上で町長の説明を終わります。

これより質疑を許します。

議案第3号の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

議案第3号の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結します。

これより採決に入ります。

お諮りします。

議案第3号 嘉島中学校テニスコート新設他工事請負契約の締結については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決しました。

・・・・・

○議長（境野隆文君） 日程第6 議案第4号 令和7年度嘉島町一般会計補正予算（第9号）についての件を議題とします。町長の説明を求めます。

○町長（鍋田平君） 議長

○議長（境野隆文君） 鍋田町長

○町長（鍋田平君） 議案第4号 令和7年度嘉島町一般会計補正予算（第9号）について

令和7年度嘉島町一般会計補正予算（第9号）は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,234万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ92億8,232万1千円としました。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」とおりであります。

地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」とおりであります。

地方債の追加及び変更は、「第3表 地方債補正」とおりであります。

なお、歳入歳出予算補正の款項の金額の詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書をご参照ください。

○議長（境野隆文君） 以上で町長の説明を終わります。

これより質疑を許します。

議案第4号の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

議案第4号の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結します。

これより採決に入ります。

お諮りします。

議案第4号 令和7年度嘉島町一般会計補正予算（第9号）については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決しました。

・・・・・

○議長（境野隆文君） 日程第7 議案第5号 令和7年度嘉島町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についての件を議題とします。町長の説明を求めます。

○町長（鍋田平君） 議長

○議長（境野隆文君） 鍋田町長

○町長（鍋田平君） 議案第5号 令和7年度嘉島町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について

令和7年度嘉島町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ11万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億6,115万3千円としました。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりであります。

なお、歳入歳出予算補正の款項の金額の詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書をご参照ください。

○議長（境野隆文君） 以上で町長の説明を終わります。

これより質疑を許します。

議案第5号の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

議案第5号の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結します。

これより採決に入ります。

お諮りします。

議案第5号 令和7年度嘉島町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決しました。

・・・・・

○議長（境野隆文君） 日程第8 議案第6号 令和7年度嘉島町介護保険特別会計補正予算

(第3号)についての件を議題とします。町長の説明を求めます。

○町長（鍋田平君）議長

○議長（境野隆文君）鍋田町長

○町長（鍋田平君）議案第6号 令和7年度嘉島町介護保険特別会計補正予算（第3号）について

令和7年度嘉島町介護保険特別会計補正予算（第3号）は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ38万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億9,236万6千円としました。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」とおりであります。

なお、歳入歳出予算補正の款項の金額の詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書をご参照ください。

○議長（境野隆文君）以上で町長の説明を終わります。

これより質疑を許します。

議案第6号の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

議案第6号の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君）討論なしと認めます。これにて討論を終結します。

これより採決に入ります。

お諮りします。

議案第6号 令和7年度嘉島町介護保険特別会計補正予算（第3号）については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君）異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決しました。

・・・・・

○議長（境野隆文君）日程第9 議案第7号 令和7年度嘉島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）についての件を議題とします。町長の説明を求めます。

○町長（鍋田平君）議長

○議長（境野隆文君）鍋田町長

○町長（鍋田平君）議案第7号 令和7年度嘉島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について

令和7年度嘉島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億8,849万8千円としました。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」とおりであります。

なお、歳入歳出予算補正の款項の金額の詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書をご参照ください。

○議長（境野隆文君）以上で町長の説明を終わります。

これより質疑を許します。

議案第7号の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

議案第7号の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結します。

これより採決に入ります。

お諮りします。

議案第7号 令和7年度嘉島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決しました。

・・・・・

○議長（境野隆文君） 日程第10 議案第8号 令和7年度嘉島町簡易水道事業会計補正予算（第2号）についての件を議題とします。町長の説明を求めます。

○町長（鍋田平君） 議長

○議長（境野隆文君） 鍋田町長

○町長（鍋田平君） 議案第8号 令和7年度嘉島町簡易水道事業会計補正予算（第2号）について

令和7年度嘉島町簡易水道事業会計補正予算（第2号）は、収益的収支予算のうち支出において、第1款水道事業費用第1項営業費用を52万5千円増額し、第4項予備費を52万5千円減額し、総額を6,675万1千円としました。

議会の議決を経なければ流用することができない経費は、職員給与費を52万5千円増額し、1,665万8千円としました。

なお、収益的収支予算の補正金額の詳細につきましては、令和7年度嘉島町簡易水道事業会計補正予算実施計画明細書をご参照ください。

○議長（境野隆文君） 以上で町長の説明を終わります。

これより質疑を許します。

議案第8号の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

議案第8号の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結します。

これより採決に入ります。

お諮りします。

議案第8号 令和7年度嘉島町簡易水道事業会計補正予算（第2号）については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決しました。

・・・・・

○議長（境野隆文君） 日程第11 議案第9号 令和7年度嘉島町下水道事業会計補正予算（第3号）についての件を議題とします。町長の説明を求めます。

○町長（鍋田平君） 議長

○議長（境野隆文君） 鍋田町長

○町長（鍋田平君） 議案第9号 令和7年度嘉島町下水道事業会計補正予算（第3号）につ

いて

令和7年度嘉島町下水道事業会計補正予算（第3号）は、収益的収支予算のうち支出において、第1款下水道事業費用第1項営業費用を41万8千円増額し、総額を4億4,471万1千円としました。

資本的収支予算のうち支出において、第1款資本的支出第1項建設改良費を14万3千円増額し、総額を5億2,910万3千円としました。

議会の議決を経なければ流用することができない経費は、職員給与費を56万1千円増額し、1,751万2千円としました。

なお、収益的収支予算及び資本的収支予算の補正金額の詳細につきましては、令和7年度嘉島町下水道事業会計補正予算実施計画明細書をご参照ください。

○議長（境野隆文君） 以上で町長の説明を終わります。

これより質疑を許します。

議案第9号の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

議案第9号の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結します。

これより採決に入ります。

お諮りします。

議案第9号 令和7年度嘉島町下水道事業会計補正予算（第3号）については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決しました。

○議長（境野隆文君） 以上で、本臨時会の会議に付されました案件は、全部終了しました。

会議を閉じます。これで令和8年第1回嘉島町議会臨時会を閉会します。

お疲れ様でした。

閉会 午前10時31分

地方自治法第123条第2項の規定により、会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

嘉島町議会議長

嘉島町議会議員

嘉島町議会議員